

I 水道整備対策事業

1 水道整備対策事業概況

県民の日常生活に密接し、産業活動の基盤である水道においては、安全で安定的な水道水の供給・確保が最も重要である。

このため、立入検査等の水道施設の監視・指導を計画的に実施することにより、飲料水の安全の確保に努めるとともに、適正な水質管理の実施を指導した。

また、簡易専用水道については、法定定期検査の受検等を指導するとともに、水道法の規制対象とならない飲用井戸等については、定期の水質検査の実施等を指導した。

一方、水道普及率の向上、水道施設の耐震化の促進や水道の広域化を推進するため、水道施設整備国庫補助制度及び生活基盤施設耐震化等交付金の活用や水道事業認可指導等を通じて、市町の水道施設整備・維持の促進を図った。

2 許認可等の諸手続き状況

年度別状況

区 分	用水供給				上水道				簡易水道				専用水道					
	事業・変更		廃止		事業・変更		廃止		事業・変更		廃止		確認	記載事項変更届出	業務委託届出			
	認可	届出	許可	届出	認可	届出	許可	届出	認可	届出	許可	届出						
総 数	2					1				5	1				5	12	24	6
	R元					4				1		1				6	35	6
	H30					2				2						2	16	5
	29					1				1	2			1		4	20	3
	28					6				1		3	4	6	5	6	18	6
県	2					1				5	1				5			2
	R元					4				1		1						2
	H30					2				2								1
	29					1				1	2			1				2
	28					6				1		3	4	6	5			1
市 町	2															12	22	6
	R元															6	33	6
	H30															2	15	5
	29															4	18	3
	28															6	17	6

(注1) 水道法に基づく許認可等の件数を計上しており、市町欄には、県内の市及び特例条例による事務移譲町（大崎上島町・世羅町・北広島町・神石高原町）における件数を計上している。

3 水道施設監視状況

(令和2年度)

	上水道						簡易水道						専用水道						簡易専用水道				小規模水道		合計										
	立入対象施設数	立入延件数	処分件数			行政指導	立入対象施設数	立入延件数	処分件数			行政指導	立入対象施設数	立入延件数	処分件数			施設数	受検数	受検率	通報施設数	立入延件数	立入対象施設数	立入延件数	施設数	立入対象施設数	立入延件数	処分件数	行政指導件数						
			総数	水道技術管理者 職務違反警告	水道技術 変更勧告				改善命令	給水停止命令	給水停止命令				給水停止命令	給水停止命令	給水停止命令													給水停止命令	給水停止命令	給水停止命令	給水停止命令	給水停止命令	給水停止命令
総数	12	32				7	5	1				1	170	30										4	5,008	4,043	80.7	6	3	84	7	5,279	277	73	12
県計	12	32				7	5	1				1	23	3									2	225	206	91.6			29		294	69	36	10	
県保健所計	12	32				6	5	1				1	8												174	157	90.2		5		204	30	33	7	
西部	6	1					4						8												174	157	90.2		5		197	23	1		
西部東	2	2				2																								2	2	2	2		
東部	2	2				2	1	1			1																			3	3	3	3	3	
北部	2	27				2																								2	2	27	2	2	
権限移譲分計													15	3									2	51	49	96.1			24		90	39	3	2	
大崎上島町																									12	12	100.0				12				
世羅町													2	2									1	6	6	100.0				8	2	2	1	1	
北広島町													12	1									1	29	27	93.1		6		47	18	1	1	1	
神石高原町													1											4	4	100.0		18		23	19				
市計													147	27									2	4,783	3,837	80.2	6	3	55	7	4,985	208	37	2	
広島市													64	2									1	2,452	2,032	82.9	5	3	8		2,524	77	5	1	
呉市													9	4											423	364	86.1		1	1	433	10	5		
竹原市													2	1											37	37	100.0			39	2	1			
三原市													10												191	140	73.3		1	1	202	11	1		
尾道市													4												209	181	86.6		2		215	6			
福山市													9	9									1	684	458	67.0	1		10	5	703	20	14	1	1
府中市													4												43	31	72.1		2		49	6			
三次市													13	1											73	65	89.0		8		94	21	1		
庄原市													2	1											64	43	67.2		4		70	6	1		
大竹市													1												36	34	94.4		2		39	3			
東広島市													12												328	237	72.3		5		345	17			
廿日市市													11	9											205	184	89.8		8		224	19	9		
安芸高田市													6												27	20	74.1		3		36	9			
江田島市																									11	11	100.0		1		12	1			

(注1) 立入対象施設数とは、令和2年度内に稼働実績のある施設である。
 (注2) 上水道は、国所管分（給水人口50,000人を超えるもの）を除く。
 (注3) 簡易専用水道の施設数とは、令和3年3月31日時点において、各管内に存在する施設数である。
 (注4) 簡易専用水道の立入対象施設は、登録検査機関から通報のあった施設数である。
 (注5) 合計欄の施設数は、立入対象施設数と簡易専用水道の施設数の和である。

4 広域的水道整備計画の概要

区分	広島圏域		備後圏域	
策定年月	昭和57年3月		平成4年3月	
区域	広島圏域15市町		備後圏域7市町	
目標年次	平成7年度		平成22年度	
目標普及率	93.2%		96.6%	
計画給水人口	1167690人		872790人	
計画給水量	630,600m ³ /日		446,995m ³ /日	
根幹施設	名称	広島水道用水供給事業	広島西部地域水道用水供給事業	沼田川水道用水供給事業
	対象	6市5町	3市	4市1町
	水源	高瀬堰, 土師ダム, 温井ダム	魚切ダム, 弥栄ダム	棕梨ダム, 竜泉寺ダム, 福富ダム
	給水量	214,600m ³ /日	123,000m ³ /日	110,000m ³ /日

5 水道の普及状況

(1) 施設数

令和元年度末現在、水道法に規定する給水人口101人以上の水道は、県内に193か所ある。

(単位：か所)

年度	水道用水供給事業		上水道事業				簡易水道事業			専用 水道	合計
	県営	組合営	市	町	組合	計	公営	その他	計		
R元	3	0	14	5	0	19	4	1	5	166	193
H30	3	0	14	5	0	19	4	1	5	173	200
29	3	0	14	5	0	19	4	1	5	178	205
28	3	0	14	4	0	18	74	1	75	180	276
27	3	0	14	4	0	18	76	2	78	185	284
26	3	0	14	4	0	18	84	2	86	190	297
25	3	0	14	4	0	18	84	2	86	191	298
24	3	0	14	4	0	18	86	2	88	200	309
23	3	0	14	4	0	18	89	2	91	206	318
22	3	0	14	4	0	18	90	2	92	205	318

(注) 数値は、各年度末現在。

(2) 給水人口

令和元年度末の給水人口は、2,671,004人で、総人口に対する普及率は94.8%となっている。

水道別の給水人口は、上水道2,653,240人、簡易水道10,786人、専用水道6,978人で、給水人口の99.3%が上水道、0.4%が簡易水道、0.3%が専用水道となっている。

給水人口

(単位：人、%)

年度	上水道		簡易水道		専用水道		給水人口
	給水人口	構成比	給水人口	構成比	給水人口	構成比	
R元	2,671,004	99.3	10,786	0.4	6,978	0.3	2,671,004
H30	2,656,985	99.3	10,974	0.4	8,718	0.3	2,676,677
29	2,661,958	99.3	11,181	0.4	8,891	0.3	2,682,030
28	2,605,198	96.9	74,294	2.8	9,217	0.3	2,688,709
27	2,606,228	96.8	77,064	2.9	9,837	0.4	2,693,129
26	2,604,135	96.6	82,121	3.0	10,446	0.4	2,696,702
25	2,605,664	96.5	83,596	3.1	12,230	0.5	2,701,490
24	2,605,323	96.4	85,240	3.2	12,223	0.5	2,702,786
23	2,605,050	96.3	87,927	3.2	12,431	0.5	2,705,408
22	2,606,975	96.3	87,553	3.2	12,491	0.5	2,707,019

(注) 数値は、各年度末現在。

(3) 普及率

令和元年度末の普及率は94.8%で、前年度より0.2ポイント上昇している。

普及率

(単位：人、%)

年度	総人口	給水人口	普及率	全国平均普及率
R元	2,818,823	2,671,004	94.8	98.1
H30	2,828,932	2,676,677	94.6	98.0
29	2,838,977	2,682,030	94.5	98.0
28	2,848,796	2,688,709	94.4	97.9
27	2,856,582	2,693,129	94.3	97.9
26	2,862,117	2,696,702	94.2	97.8
25	2,868,273	2,701,490	94.2	97.7
24	2,874,970	2,702,786	94.0	97.7
23	2,881,635	2,705,408	93.9	97.6
22	2,888,393	2,707,019	93.7	97.5

(注) 数値は、各年度末現在。

陸地・島しょ部別普及率

(単位：人、%)

区分	総人口	給水人口	普及率
陸地部（過疎地域）	230,668	157,280	68.2
陸地部（その他）	2,486,320	2,417,368	97.2
島しょ部（過疎地域）	64,876	63,241	97.5
島しょ部（その他）	36,959	33,115	89.6
過疎地域総数	295,544	220,521	74.6

(4) 上水道事業

ア 事業数

令和元年度末の事業数は、19事業である。

イ 給水状況

令和元年度の年間総給水量は、3億33万m³である。

(ア) 年間給水量

(単位：千m³)

年度	総給水量	有効水量	有収水量	有効無収水量	無効水量
R元	300,325	285,917	278,058	7,859	14,408
H30	302,408	286,672	278,529	8,143	15,736
29	305,184	289,725	281,685	8,040	15,459
28	296,671	282,049	274,471	7,578	14,622
27	298,071	282,035	273,915	8,120	16,036
26	297,216	281,761	273,443	8,318	15,455
25	301,671	285,808	277,565	8,243	15,863
24	304,935	288,507	280,015	8,492	16,428
23	307,424	290,444	281,868	8,576	16,980
22	312,602	295,210	286,608	8,602	17,392

(注) 総給水量：配水池などから配水管に送り出された総水量。

有効水量：給水装置のメーターで計算された水量もしくは需要者に到達したと認められる水量。

有収水量：料金徴収の対象となった水量。

有効無収水量：料金不徴収となるメーター不感水量および料金徴収の対象とならない（消火用、公衆飲料用等）水量。

無効水量：メーターより上流部での漏水や水道施設の損傷などにより無効となった水量。

(イ) 給水量の分析

(単位：%)

年度	総給水量	有効水量	有収水量	有効無収水量	無効水量
R元	100.0	95.2	92.6	2.6	4.8
H30	100.0	94.8	92.1	2.7	5.2
29	100.0	94.9	92.3	2.6	5.1
28	100.0	95.1	92.5	2.6	5.2
27	100.0	94.6	91.9	2.7	5.4
26	100.0	94.8	92.0	2.8	5.2
25	100.0	94.7	92.0	2.7	5.3
24	100.0	94.6	91.8	2.8	5.4
23	100.0	94.5	91.7	2.8	5.5
22	100.0	94.4	91.7	2.8	5.6

(ウ) 需用用途別年間有収水量

令和元年度の需用用途別年間有収水量は、生活用が2億1,387万 m^3 で全体の76.9%を占め、業務営業用が4,922万 m^3 で17.7%を占めている。

需用用途別給水状況

(単位：千 m^3)

年度	生活用	業務営業用	工業用	その他	計
R元	213,870	49,222	12,900	2,067	278,058
H30	215,137	50,101	11,138	2,153	278,529
29	216,154	51,956	11,426	2,149	281,685
28	210,136	50,771	10,636	2,008	274,471
27	207,295	51,001	12,656	2,037	273,915
26	206,662	51,648	12,638	1,903	273,443
25	208,747	52,691	13,560	1,971	277,565
24	209,966	53,482	14,045	1,938	280,015
23	210,715	53,666	14,686	2,203	281,868
22	212,609	55,688	15,396	2,329	286,608

(注) 需用用途別給水量の端数は四捨五入しているため、計と内訳は必ずしも一致しない。

(エ) 給水量の分析

令和元年度の各上水道事業における年間で最も給水量の大きい日の給水量(一日最大給水量)の合計は、93万 m^3 /日である。

また、1人1日当たり平均給水量は309 l である。

給水量の分析

年度	1日当たり給水量 (m^3)			1人1日当たり給水量 (l)		
	計画一日最大給水量	一日最大給水量	一日平均給水量	計画一日最大給水量	一日最大給水量	一日平均給水量
R元	1,047,240	926,878	820,596	385	349	309
H30	1,055,874	951,340	828,527	384	358	312
29	1,066,399	953,121	836,128	387	358	314
28	1,047,530	902,175	812,759	390	346	312
27	1,438,530	944,178	814,448	529	362	312
26	1,436,930	932,264	814,296	529	358	313
25	1,439,530	929,476	826,500	529	357	317
24	1,446,940	948,213	835,444	530	364	321
23	1,440,987	949,771	839,965	527	365	322
22	1,467,615	990,048	856,451	531	380	329

(注) 分水量は含まない。

(オ) 水道料金

令和元年度における家庭用水道料金(10m³換算, メーター使用料, 消費税を含む)をみると、県平均は1,611円となっており、団体別では江田島市の2,354円が最も高く、最低の大竹市の721円との格差は3.3倍になっている。

料金の集金方法は、一部委託が2事業、全部委託が1事業、直接が1事業となっている。

料金徴収期間は、2ヶ月ごとが10事業、1ヶ月ごとが9事業となっている。

家庭用水道料金の推移

年 度	10m ³ 当たり平均水道料金	指 数	10m ³ 当たり最高水道料金
R元	1,611	115.7	2,354
H30	1,573	113.0	2,311
29	1,632	117.2	2,311
28	1,601	115.0	2,311
27	1,434	103.0	2,311
26	1,434	103.0	2,311
25	1,395	100.2	2,247
24	1,395	100.2	2,247
23	1,395	100.2	2,247
22	1,392	100.0	2,247

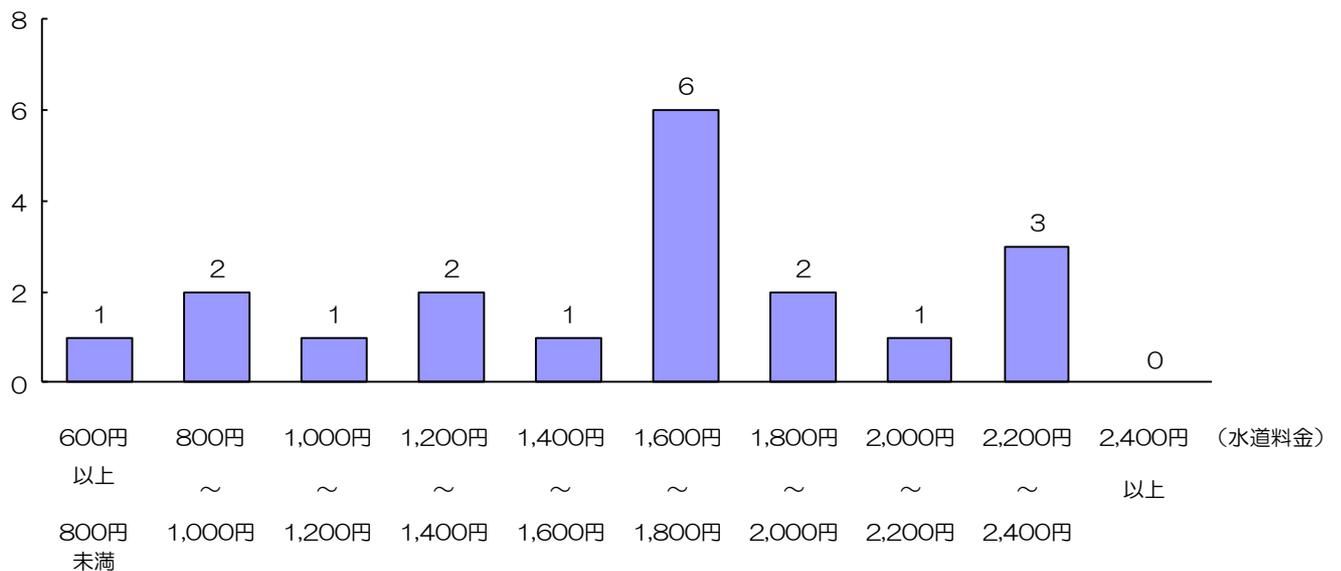
(注) メーター使用料, 消費税を含む。

平均料金は、事業者ごとの水道料金の単純平均である。(小数点以下四捨五入)

指数は、平成22年度を100.0として計算したものである。

家庭用水道料金の分布(10m³換算)

(事業数)



(注) メーター使用料, 消費税を含む。

(5) 水道用水供給事業
ア 給水対象市町及び給水量

事業名	給水対象事業体	令和元年度 計画一日最大給水量 (m ³ /日)	令和元年度 実績一日平均給水量 (m ³ /日)	給水開始年月
広島水道 用水供給 事業	広島市	18,678	15,710	昭和55年7月
	広島市(沈澱水)	20,000	7,424	昭和46年8月
	呉市	22,935	18,686	昭和58年7月
	呉市(沈澱水)	23,500	14,257	昭和46年8月
	竹原市	4,227	3,428	昭和59年4月
	東広島市	48,249	46,744	昭和57年7月
	江田島市	2,170	1,626	昭和58年7月(昭和55年7月暫定)
	海田町	241	197	昭和61年4月
	熊野町	5,995	5,380	昭和57年8月
	大崎上島町	4,686	3,864	昭和54年7月(昭和49年4月暫定)
	今治市	234	93	平成29年4月
	計	150,915	117,409	
広島西部 地域水道 用水供給 事業	広島市(旧五日市町)	28,868	22,691	昭和51年7月
	大竹市	2,421	2,106	平成6年7月
	廿日市市	33,247	29,578	昭和52年7月
	計	64,536	54,375	
沼田川 水道用水 供給事業	三原市	7,602	6,622	昭和51年4月
	尾道市	42,559	36,802	昭和52年4月
	福山市	7,288	6,321	昭和52年4月
	東広島市 (旧河内町)	742	452	平成12年10月
	越智郡上島町 (愛媛県)	2,365	2,067	昭和60年7月
	計	60,556	52,264	
総合計	276,007	224,048		

イ 供給料金（令和元年度）

区 分		料金（1m ³ 当たり）	
広島水道用水供給事業	浄 水	基本料金	31.08円
		使用料金	85.49円
		超過料金	276.70円
	沈 澱 水	使用料金	48.34円
		超過料金	96.68円
広島西部地域水道用水供給事業	浄 水	基本料金	32.27円
		使用料金	56.54円
		超過料金	241.40円
沼田川水道用水供給事業	浄 水	基本料金	36.48円
		使用料金	55.87円
		超過料金	216.12円

（注） 消費税は含まない額である。

（6）簡易水道事業

ア 事業数及び給水人口

令和元年度末の簡易水道事業数は5事業、現在給水人口は10,786人で、平成30年度末に比べ
現在給水人口は、188人減少した。

（単位：か所，人）

年度	事業数			計画給水人口		給水区域内 現在人口 (A)	現在給水人口 (B)		B/A %
	公営	その他	計	公営	その他		公営	その他	
R元	4	1	5	11,145	250	11,930	10,716	70	90.4
H30	4	1	5	11,370	250	12,293	10,904	70	89.3
29	4	1	5	11,370	250	12,413	11,111	70	89.5
28	74	1	75	119,940	250	91,699	74,224	70	81.0
27	76	2	78	121,754	420	95,466	76,884	180	80.7
26	84	2	86	129,044	420	106,196	83,394	202	80.3
25	84	2	86	129,044	420	106,196	83,394	202	78.7
24	86	2	88	130,044	420	107,248	85,036	204	79.5
23	86	2	88	130,166	420	116,281	87,704	223	75.6
22	89	2	91	130,986	420	111,237	87,304	249	78.7

（注）数値は、各年度末現在。

イ 給水量及び年間収入

令和元年度の年間給水量は169万³で、年間収入は3億3,747万円である。

また、有収水量は151万³、有収率は89.3%で、有収水量1³当たりの収入は223.3円となっている。

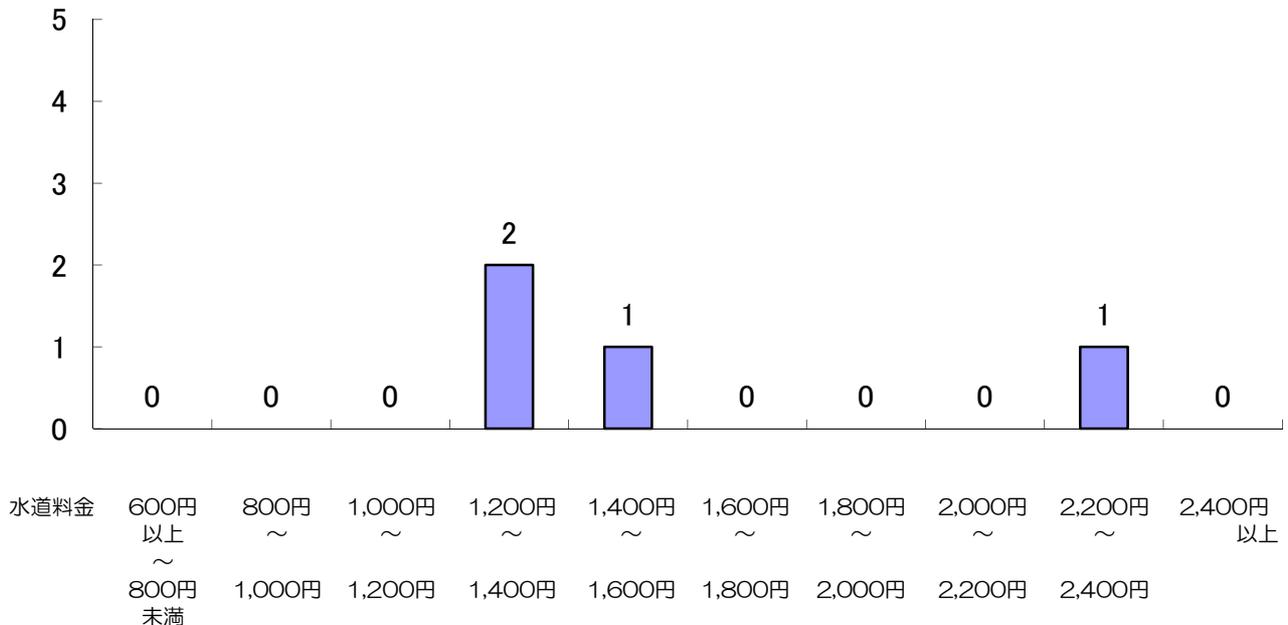
令和元年4月1日現在の公営の水道料金（10³換算、メーター使用料、消費税を含む）についてみると、県平均は1,690円となっており、事業別では神石高原町の2,240円が最も高く、最低の廿日市市の1,385円との料金差は1.6倍になっている。

給水量

年度	実績年間給水量 (³ m)	実績年間有収水量 (³ m)	水道料金年間収入 (千円)	有収率	有収水量1 ³ 当たり収入(円)
R元	1,692,730	1,511,115	337,492	89.3	223.33
H30	1,984,502	1,596,541	345,859	80.5	216.63
29	2,005,291	1,584,709	343,823	79.0	216.96
28	10,065,087	8,101,340	1,762,576	80.5	217.57
27	10,338,139	8,208,289	1,830,559	79.4	223.01
26	10,719,679	8,516,396	1,873,616	79.2	220.00
25	10,924,395	8,650,259	1,865,782	79.2	215.69
24	11,145,017	8,820,417	1,915,256	79.1	217.14
23	11,121,306	8,920,489	1,925,838	80.4	215.89
22	11,401,028	9,130,475	1,929,141	80.1	211.29

(事業数)

家庭用水道料金の分布（公営簡易水道、10³換算）



(注) メーター使用料、消費税を含む。

(7) 専用水道

令和元年度末の専用水道（住宅団地及び療養所等における自家用の水道で、給水人口が100人を超えるもの、または、供給能力が20m³/日を超えるもの）の施設数は166か所で、給水人口は、12,576人となっている。

年度	事業所数	計画給水人口	現在給水人口	施設能力
R元	166	19,409	12,576	179,585
H30	173	23,789	14,164	181,167
29	178	23,718	14,159	181,667
28	180	23,255	14,441	181,782
27	185	26,135	14,873	211,377
26	190	29,620	17,427	211,610
25	191	30,207	17,081	212,741
24	198	30,524	17,266	213,136
23	200	30,034	17,352	212,991
22	206	30,542	18,011	213,312

(注) 上水道から受水しているもののうち、上水道の計画給水人口及び現在給水人口に含まれているものも併せて計上した。

(8) 簡易専用水道

簡易専用水道は、昭和53年6月から新たに法の適用を受けることになった。

同法の適用を受けるのは、水道事業から受ける水道水のみを水源としている受水槽の有効容量が10m³を超えるもの（昭和61年10月31日までは20m³を超えるもの）で、1年以内ごとに1回の水槽の掃除と定期検査等が義務づけられている。

なお、県内の定期検査機関では、(一財)広島県環境保健協会が厚生労働大臣の登録を受けている。

令和元年度末の県内の簡易専用水道4,998施設の法定検査の受検率は80.2%である。

年度	施設数	定期検査受検施設	受検率 (%)	全国平均 (%)
R元	4,998 (2,640)	4,007 (2,267)	80.2 (85.9)	78.4
H30	5,083 (2,656)	3,805 (2,149)	74.9 (80.9)	78.0
29	5,173 (2,658)	4,277 (2,427)	82.7 (91.3)	78.2
28	5,174 (2,657)	4,146 (2,287)	80.1 (86.1)	78.4
27	5,183 (2,642)	4,242 (2,342)	81.8 (88.6)	78.3
26	5,230 (2,655)	4,273 (2,363)	81.7 (89.0)	76.4
25	5,234 (2,643)	4,357 (2,372)	83.2 (89.7)	76.5
24	5,245 (2,780)	4,440 (2,478)	84.7 (89.1)	78.7
23	5,265 (2,757)	4,515 (2,500)	85.8 (90.7)	79.4
22	5,283 (2,763)	4,525 (2,499)	85.7 (90.4)	79.8

(注) 受水槽の有効容量が20m³を超えるものを内数で()書きした。

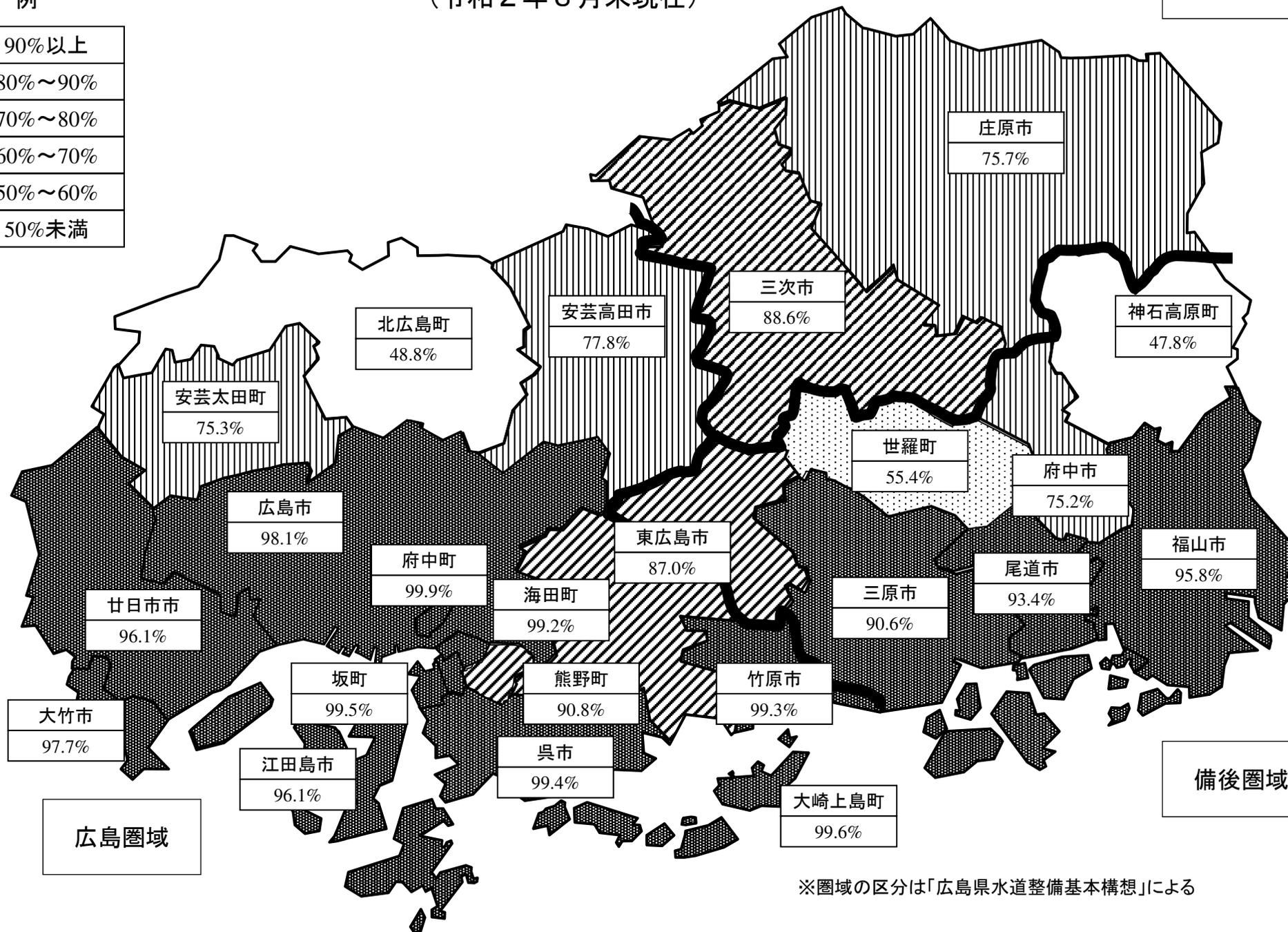
6 市町別水道普及率分布図

(令和2年3月末現在)

備北圏域

凡例

	90%以上
	80%~90%
	70%~80%
	60%~70%
	50%~60%
	50%未満



備後圏域

広島圏域

※圏域の区分は「広島県水道整備基本構想」による

7 令和2年度水道施設整備費国庫補助事業一覧表

(1) 簡易水道等施設整備費国庫補助事業

事業体名	地区名	区分	補助率	工期	計画給水人口 (人)	計画給水量 (m3/日)	総事業費(千円)	国庫補助基本額 (千円)	国庫補助金 (千円)
神石高原町	東南油木	水道未普及地域解消事業	4/10	R2~R4	54	197	7,150	7,150	2,860
神石高原町	近田・花済	水道未普及地域解消事業	4/10	R2~R4	24	500	5,500	5,500	2,200
三次市	作木	統合簡易水道	4/10	H20~R2	670	266	47,400	47,400	18,960
合計	3地区	3事業			748	963	60,050	60,050	24,020

(注1) 補助金等、千円単位のもの各事業ごとに四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。
 (注2) 数値は実績報告時のものである。

(2) 水道水源開発等施設整備費国庫補助事業

事業体名	事業区分	事業内容	補助率	工期	総事業費(千円)	国庫補助基本額 (千円)	国庫補助金(千円)
福山市	水道施設機能維持整備費	浸水災害対策	1/3	H30~R2	65,076	65,076	21,692
企業局	水道施設機能維持整備費	土砂災害対策	1/3	H30~R3	7,650	7,650	2,550
合計	2地区	2事業			72,726	72,726	24,242

(3) 生活基盤施設耐震化等交付金

区分	事業主体名	総事業費 千円	交付基本額 千円	国庫交付金 千円	交付率	
水道施設等 耐震化事業	生活基盤近代化事業 【基幹改良】	安芸太田町(津浪)	15,180	11,663	3,887	1/3
		神石高原町(高蓋)	49,830	42,020	16,808	2/5
	【増補改良】	三次市(三良坂)	117,670	112,970	37,656	1/3
		庄原市(総領)	139,035	139,035	46,345	1/3
		小計(4事業)	321,715	305,688	104,696	
	緊急時給水拠点確保等事業 【重要給水施設配水管】	江田島市	38,830	30,000	10,000	1/3
		福山市	171,380	117,476	29,369	1/4
		廿日市市	97,500	97,000	24,250	1/4
		尾道市	213,332	158,760	39,690	1/4
		【配水池】	福山市	36,052	36,052	9,013
【基幹水道構造物耐震化】		福山市	14,252	14,252	3,563	1/4
【緊急遮断弁】	小計(6事業)	571,346	453,540	115,885		
水道管路耐震化等推進事業 【老朽管更新】	尾道市	111,624	84,368	42,184	1/2	
	呉市	718,031	566,292	141,573	1/4	
水道管路耐震化等推進事業 【老朽管更新DCIP】	尾道市	98,691	69,924	23,308	1/3	
	広島県企業局 (広島水道用水供給事業)	208,797	208,797	52,199	1/4	
水道管路耐震化等推進事業 【水道管路緊急改善】	福山市	382,585	176,631	58,877	1/3	
	三次市	115,064	115,064	38,354	1/3	
	庄原市	91,951	91,951	30,650	1/3	
	安芸高田市	32,000	30,000	10,000	1/3	
	広島県企業局 (広島水道用水供給事業)	77,157	77,157	25,719	1/3	
小計(9事業)	1,835,900	1,420,184	422,864			
水道未普及地域解消事業 【区域拡張】	安芸高田市(八千代)	59,397	50,000	16,666	1/3	
	小計(1事業)	59,397	50,000	16,666		
簡易水道再編推進事業 【統合簡易水道】	安芸太田町(加計・筒賀)	44,071	44,071	14,690	1/3	
	小計(1事業)	44,071	44,071	14,690		
高度浄水施設整備費 【高度浄水施設】	広島県企業局 (広島水道用水供給事業)	20,000	20,000	5,000	1/4	
	小計(1事業)	20,000	20,000	5,000		
水道事業運営基盤 強化推進等事業	水道広域化施設整備費 【特定広域化施設整備】	広島県企業局 (広島水道用水供給事業)	2,889,746	2,883,746	961,248	1/3
	小計(1事業)	2,889,746	2,883,746	961,248		
合計(23事業)		5,742,175	5,177,229	1,641,049		

(注) 数値は実績報告時のものである。

令和元年度からの繰越分

単位(千円)

区分	事業主体名	総事業費 千円	国庫補助基本額 千円	国庫補助金 千円	補助率
水道施設等 耐震化事業	三次市 【水道管路緊急改善】	28,000	28,000	9,333	1/3
	福山市 【水道管路緊急改善】	18,666	18,666	6,222	1/3
合計(2事業)		46,666	46,666	15,555	

(4) 指導監督事務費・交付金

区分	事業主体名	2年度総事業費 千円	国庫補助基本額 千円	国庫補助金 千円	補助率
水道施設整備費	広島県	1,306	1,306	653	1/2
水道施設整備費補助					
生活基盤施設耐震化等交付金	広島県	696	696	348	1/2
指導監督交付金					
合計		2,002	2,002	1,001	

(注) 数値は実績報告時のものである。